農地法第52条の規定に基づく農地賃借料の情報提供について

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことに伴い、標準小作料が廃止されました。代わって、前年1年間に利用権設定等された実勢賃借料(10aあたり)の情報を賃借料の目安として公表します。今後の賃借料決定の参考としてご使用ください。

【令和元年】

農地の区分	平均額	標準上限額	標準下限額	データ数
田の部 平坦地域	3, 792円	5, 000円	3, 000円	178筆

【参考:平成29年】

農地の区分	平均額	標準上限額	標準下限額	データ数
田の部 平坦地域	6, 857円	10, 000円	3, 000円	104筆

- ※1. 農地の区分のうち中山間地域等および畑の部については、取引数が少ないため、客観的な値が 得られないことから集計から除きます。
- ※2. 物納は含まず、金額により賃借料を設定している取引のみ集計に組み入れています。 (無償の使用貸借による利用権設定は含んでいません。)
- ※3. 全賃借料の平均値±70%を超えるものは、特殊な取引データとして作成に反映していません。
- ※4. ※1~3により算出した賃料の中の最高額を「標準上限額」、最低額を「標準下限額」と表記しています。